

# I 男女共同参画計画策定の意義

## 1 なぜ男女共同参画社会の形成が必要なのか

平成12年4月、地方分権一括法が施行されました。これに伴い、地方公共団体は自らの判断と責任の下、地域の実情に沿った行政を実践していくことが期待されています。すなわち、それぞれの地方公共団体が、その異なる条件をいかしつつ、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化と国際化、情報通信の高度化、家族形態の多様化など、急速に進む時代の変化を的確にとらえ、多様で活力ある地域づくりを積極果敢に推し進めることができます。

今後、地域の活力を高め、このような変化を乗り越えていくためには、地域に住む女性や男性が、その個性と能力を存分に発揮できる社会を作っていくことが緊要です。その社会こそが、男女共同参画社会であるといえます（\*1）。

もとより人は誰もが一人の人間として尊重され、伸びやかで充実した人生を送る権利があります。また、社会の構成員として等しく政策・方針決定過程に参画し、その利益を享受するとともに、責任を担うことが必要です。「男女共同参画社会の形成」は、こうした人権の確立、民主主義の成熟という普遍的理念から要請されます。

平成11年6月に公布・施行された男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成に関する基本理念とこれに基づく基本的な施策の枠組みを国民的合意の下に定めることにより、社会のあらゆる分野において、国、地方公共団体及び国民の取組が総合的に推進されることを目的としています。また、この法律は男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現し、女性も男性も自らの個性を発揮しながら、生き生きと充実した生活を送ることができるを目指すものであり、21世紀の我が国社会を決定する大きな鍵であるといえます。

---

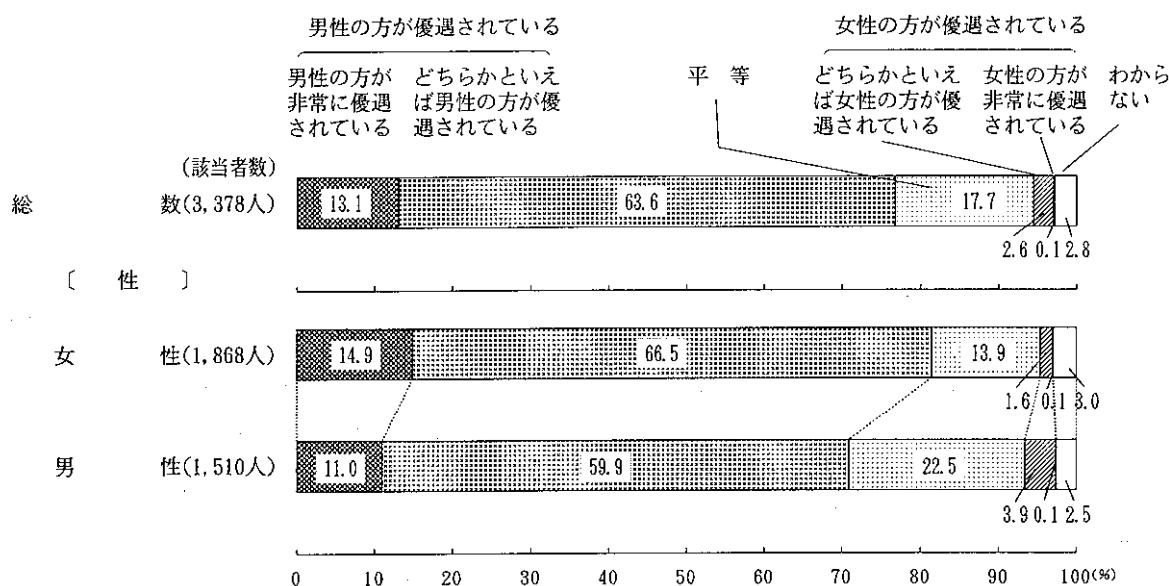
(\*1) 「男女共同参画社会の形成」は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義されています（男女共同参画社会基本法第2条第1号）。

### 「依然として男女で異なる平等感」

社会全体でみた場合に男女の地位が平等になっていると思うかについて、「男性の方が優遇されている」とする者の割合が76.7%となっています。これを男女別にみると、女性については81.4%である一方、男性については70.9%と、10ポイント以上の差がみられます。

男性が優遇されている原因については、「日本の社会は仕事優先、企業中心の考え方方が強く、それを支えているのは男性だという意識が強い」(62.1%) や「社会通念や慣習やしきたりなどの中には、男性優位にはたらいているものが多い」(60.7%) とする者の割合が、それぞれ過半数を占めています。

### 社会全体における男女の地位の平等感



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成12年)

### 「日本女性は高い潜在力を秘めています」

平均寿命、教育水準、国民所得を用いて算出する国連の人間開発指数（HDI）をみると、我が国の女性は162か国中9位と、高い潜在力を秘めているといえます。その一方、女性の所得のほか、専門職・技術職、行政職・管理職及び国会議員に占める女性の割合を用いて算出するジェンダー・エンパワメント指数（GEM）では64か国中31位と、HDIと比べて大きく落ち込みます。

このように、日本の女性は高い潜在力を秘めながらも、その能力は社会に十分にはいかされているとはいえません。

HDI、GEMの上位50か国

(1) HDI  
(人間開発指数)

順位	国名	HDI値	順位	国名	GEM値
1	ノルウェー	0.939	1	ノルウェー	0.836
2	オーストラリア	0.936	2	アイスランド	0.815
3	カナダ	0.936	3	スウェーデン	0.809
4	スウェーデン	0.936	4	フィンランド	0.783
5	ベルギー	0.935	5	カナダ	0.763
6	米国	0.934	6	ニュージーランド	0.756
7	アイスランド	0.932	7	オランダ	0.755
8	オランダ	0.931	8	ドイツ	0.749
9	日本	0.928	9	オーストラリア	0.738
10	フィンランド	0.925	10	米国	0.738
11	スイス	0.924	11	オーストリア	0.723
12	ルクセンブルク	0.924	12	デンマーク	0.705
13	フランス	0.924	13	スイス	0.696
14	英国	0.923	14	ベルギー	0.692
15	デンマーク	0.921	15	スペイン	0.688
16	オーストリア	0.921	16	英國	0.671
17	ドイツ	0.921	17	バルバドス	0.648
18	アイルランド	0.916	18	アイルランド	0.644
19	ニュージーランド	0.913	19	バハマ	0.639
20	イタリア	0.909	20	ポルトガル	0.629
21	スペイン	0.908	21	トリニダード・トバゴ	0.599
22	イスラエル	0.893	22	スロベニア	0.574
23	ギリシャ	0.881	23	コスタリカ	0.571
24	香港(中国)	0.880	24	イスラエル	0.569
25	キプロス	0.877	25	エストニア	0.552
26	シンガポール	0.876	26	チェコ	0.546
27	韓国	0.875	27	スロバキア	0.546
28	ポルトガル	0.874	28	ラトビア	0.540
29	スロベニア	0.874	29	イタリア	0.536
30	マルタ	0.866	30	クロアチア	0.527
31	バルバドス	0.864	31	日本	0.520
32	ブルネイ	0.857	32	ポーランド	0.518
33	チェコ	0.844	33	ペルー	0.516
34	アルゼンチン	0.842	34	ドミニカ	0.510
35	スロバキア	0.831	35	シンガポール	0.509
36	ハンガリー	0.829	36	コロンビア	0.507
37	ウルグアイ	0.828	37	メキシコ	0.507
38	ポーランド	0.828	38	マレーシア	0.503
39	チリ	0.825	39	ギリシャ	0.502
40	バーレーン	0.824	40	ベリーズ	0.496
41	コスタリカ	0.821	41	ハンガリー	0.493
42	バハマ	0.820	42	ウルグアイ	0.491
43	クウェート	0.818	43	エクアドル	0.482
44	エストニア	0.812	44	パナマ	0.475
45	アラブ首長国連邦	0.809	45	リトアニア	0.474
46	クロアチア	0.803	46	フィリピン	0.470
47	リトアニア	0.803	47	ホンジュラス	0.449
48	カタール	0.801	48	ルーマニア	0.449
49	トリニダード・トバゴ	0.798	49	チリ	0.445
50	ラトビア	0.791	50	エルサルバドル	0.440

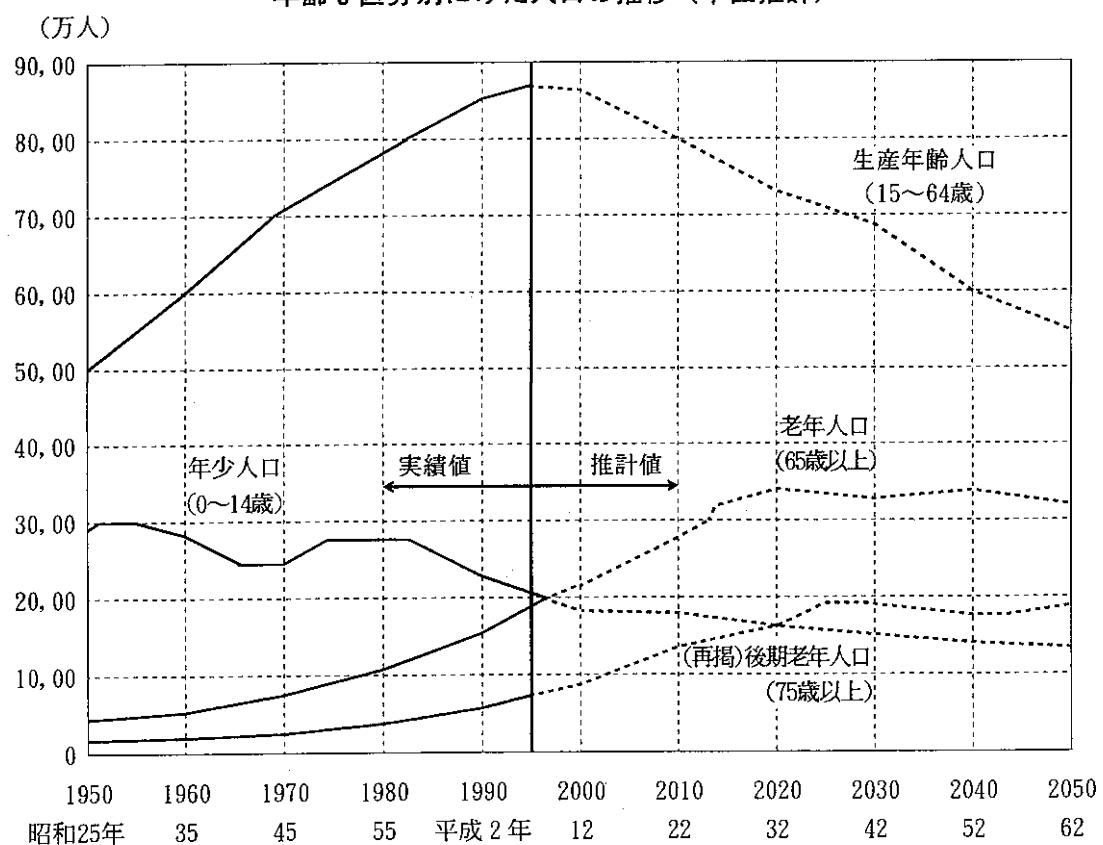
資料出所：UNDP（国連開発計画）“Human Development Report 2001”

### 「人口が減少する社会にどう対処しますか」

少子化の急速な進行によって、我が国の総人口は、平成19年にピークに達した後、減少に転ずることが推計されています（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成9年1月））。21世紀初頭、我が国は、人口の減少が現実となる社会を迎えます。社会の労働力の中核を占める生産年齢人口（15歳以上65歳未満）でみると、平成7年をピークに減少しています。

このような流れを前提とした時、多様な個性、創造力、価値観を持つ女性が、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、持てる能力を発揮できる仕組みを構築することは、我が国経済社会の活力を維持する観点から緊要の課題となっています。

年齢3区分別にみた人口の推移（中位推計）



資料出所：国立社会保障・人口問題研究所  
「日本の将来推計人口、平成9年1月推計」

## 2 どのように男女共同参画社会の形成を進めるのか

### (1) 政府はどのように推進しているのか

(基本法制定までの経緯)

翻ると、我が国において日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれたのは、昭和21年のことでした。この理念の下、多くの法制度が見直されました。とりわけ家族、教育という女性の地位向上にとって基本となる分野において男女平等が法制上明らかになったほか、婦人参政権の獲得により女性が国政への参画の資格を得たことの意味は大きかったといえます。また、昭和50年、国際婦人年を契機とした女性の地位向上を目指すという国際的潮流に力を得つつ、我が国でも女性問題に取り組む国内本部機構として現在の男女共同参画推進本部の前身である婦人問題企画推進本部が設置されました。さらに、昭和60年には女子差別撤廃条約批准のため、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定などが実現しました。こうした成果と合わせて、男女共同参画行政を推進する体制は、国、地方公共団体双方において整備されてきました。

かねて行われてきた取組は、主に女性問題の解決や女性の地位向上に資する施策としての側面が強かったといえます。一方、平成11年に公布・施行された男女共同参画社会基本法は、女性問題の解決や女性の地位向上への対応のみならず、男性も含めてすべての人々が社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に縛られず、個性に基づいて共同参画する社会の形成を要請しています。言い換えれば、ジェンダーに敏感な視点をあらゆる分野に定着・深化させ、また、あらゆる分野の政策・施策の実施主体がジェンダーに敏感になる「ジェンダーの主流化（gender mainstreaming）」(\*2) を目指すものです。

---

(\*2) 平成7年（1995年）に北京で開催された国際連合の第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」においては、あらゆる政策や施策において立案段階から女性と男性それぞれに対する効果を分析することなどを通じ、男女平等の視点を反映させる必要が「ジェンダーの主流化」として強調されました。

## 国際婦人年以降の国内外の動き

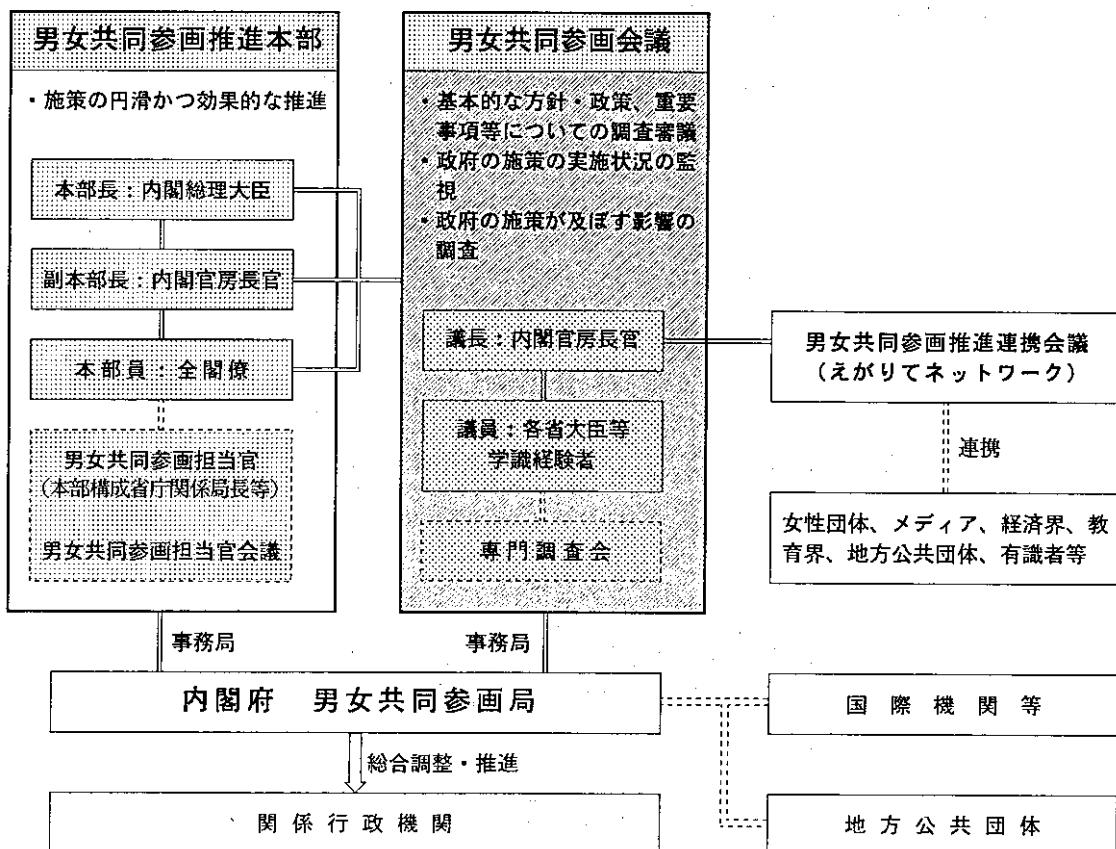
○国際婦人年以降の男女共同参画推進本部（婦人問題企画推進本部）に関する国内外の動き

		国連の動き	日本の動き
1975年 (昭和50年)		国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進本部会議開催
国連婦人の十年 (1979年～1989年)	1977年(昭和52年)		「国内行動計画」策定
	1979年(昭和54年)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	
	1980年(昭和55年)	「国連婦人の十年」—平等、発展、平和中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	
	1981年(昭和56年)		「国内行動計画後期重点目標」策定
	1984年(昭和59年)	「国連婦人の十年」—平等、発展、平和の成果を検討し評価するための世界会議のためのエスキヤップ地域政府間準備会議(東京)	
	1985年(昭和60年)	「国連婦人の十年」—平等、発展、平和ナイロビ世界会議 (西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」の改正 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准
	1986年(昭和61年)		婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大、任務も拡充 婦人問題企画推進有識者会議開催
	1987年(昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
	1990年(平成2年)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	
	1991年(平成3年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 「育児休業法」の公布
	1994年(平成6年)	「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ) 「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置
	1995年(平成7年)	第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)
	1996年(平成8年)		男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 「男女共同参画2000年プラン」策定
	1997年(平成9年)		男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布
	1999年(平成11年)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行
	2000年(平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定 「男女共同参画週間にについて」男女共同参画推進本部決定
	2001年(平成13年)		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置

## (政府の推進体制の強化)

男女共同参画社会の実現に向けた政府の推進体制についても、平成13年1月6日からの中央省庁等改革により、行政各部の施策の統一のために必要となる事項の企画・立案、総合調整を行うことを主な所掌事務とする内閣府に、経済財政、総合科学技術、防災と並ぶ重要政策に関する会議の一つとして男女共同参画会議が新設されました。同会議は、従来の男女共同参画審議会の機能を発展的に継承し、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議を行うほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査等を行うことをその所掌事務としています。また、男女共同参画社会の形成の促進を図るための基本的な政策に関する事項の企画・立案、総合調整を主な所掌事務とする男女共同参画局が設置されるなど、行政組織の強化が行われました。さらに、従来から設置されていた男女共同参画推進本部に加え、各府省においても、副大臣を本部長とし、関係各部局の局長等を構成員とする男女共同参画推進体制が整備され、政府は全力を挙げて男女共同参画社会の形成に関する取組を推進しているところです。

男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制図



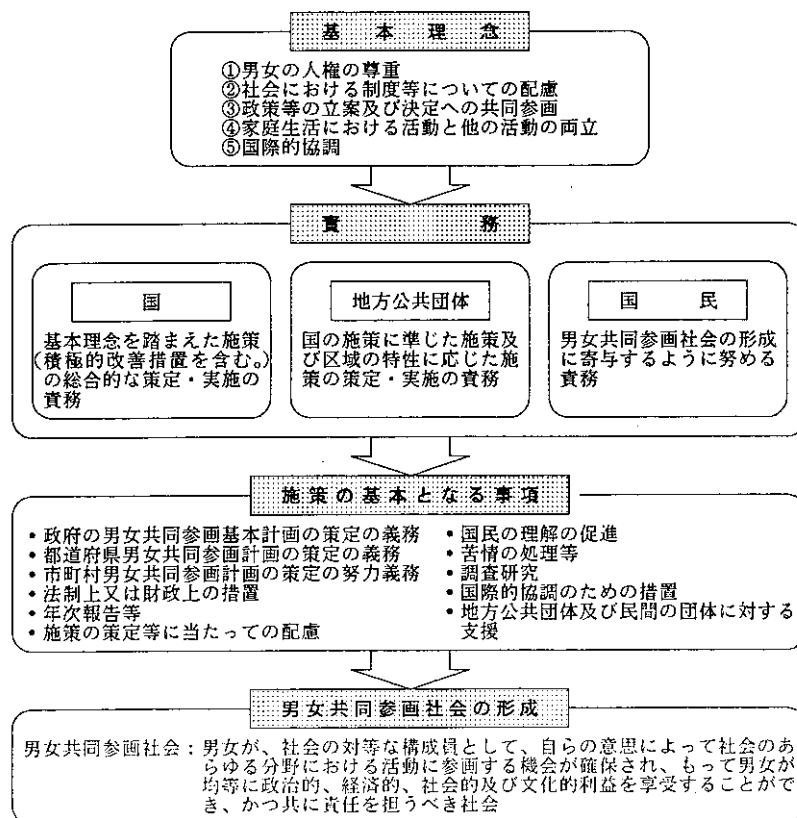
※内閣官房長官は、併せて男女共同参画担当大臣を命ぜられている。

## (男女共同参画基本計画の策定)

男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」及び「国際的協調」を男女共同参画社会の形成についての基本理念として定めています。これら基本理念にのっとり、国は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有することを、地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することを規定しています。また、国民においても、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならないこととされています。

このように男女共同参画社会を形成していく上での中心的な仕組みとなるものが、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画です。政府は、平成12年12月12日に男女共同参画基本計画を閣議決定しましたが、この基本計画では11の重点目標を掲げ、それぞれについて平成22年（西暦2010年）までを見通した長期的な施策の方向性と、平成17年（西暦2005年）度末までに実施する具体的施策とを盛り込みました。政府は、この基本計画に基づき、地方公共団体及び国民との連携を一層深めつつ、男女共同参画社会の形成を期することとしています。

### 男女共同参画社会基本法の施策の仕組み



## (2) 地域でどのように推進するのか

### (担当組織の設置、担当者の配置)

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策は、あらゆる分野で実施されることが重要です。すなわち、従来、女性に関する施策として行われてきた福祉、教育、労働等各部局において個別に実施されている施策のみならず、あらゆる施策を男女共同参画の視点に立って見直し、体系立て、総合的かつ計画的に実施することが求められます。

このため、担当部署は、男女共同参画に関する事業の企画・立案・実施、広報・啓発のみならず、部局間の調整機能を有することが、また、そのための主たる担当者を配置することが望まれます。特に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策は広範な行政領域にわたり、部局間調整が重要となることから、これを効果的に行えるような部局に担当部署を位置付けることが望されます（\*3）。

前述のとおり、内閣府の男女共同参画局では、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視や、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響の調査等を行う男女共同参画会議の事務局としての機能を担いつつ、政府全体としての男女共同参画社会の形成の促進に関する企画立案、総合調整等を行っています。

### （男女共同参画計画の策定）

男女共同参画社会基本法は、国だけでなく、都道府県や市町村に対しても、計画の策定を求めています。都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して当該都道府県の区域における「都道府県男女共同参画計画」を定めることが、市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における「市町村男女共同参画計画」を定めるよう努めることができます（\*4）。

とりわけ地域社会や家庭生活は、男女共同参画の推進が必要とされる分野といえます。そして、住民の生活に密着した市町村行政においてこそ、地域の特性に応じて具体的に目標を設定し、男女共同参画社会の形成のための取組を主体的に進めていくことが可能となります。

このように、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する観点からも、男女共同参画計画の策定が望れます。なお、策定した男女共同参画計画が着実に推進されるためには、計画の実施状況を計画的にフォローアップしていくことが必要です。

## (住民との連携)

男女共同参画社会の形成を進めていく上で、住民の果たす役割は大きく、住民の参加が、施策の推進力となります。このため、男女共同参画社会の形成について広く住民の理解と協力が得られるよう、各種会議の開催や広報紙の発行等多様な機会、媒体を通じた広報・啓発活動を展開することが必要です。また、男女共同参画計画の策定及び推進の過程において、住民の意見を聴くなど、住民のニーズを施策に反映させることが重要です。

### 3 市町村において男女共同参画計画を策定する意義は何か

男女共同参画計画を策定することは、あらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させつつ、地域づくりを進めていくという意思を、府内外に対して明らかにすることでもあります。

しかし、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策は、広範多岐にわたっており、特定の部署のみで対応することは困難です。このように各般の行政領域にまたがる施策を、整合性をもって効果的に推進するためには、計画という手法が効果を持ちます。

行政手法としての男女共同参画計画は、具体的な現実の事象を基礎にした的確な現状認識と、利用可能な行財政上の能力とを考慮して、一定の目標年次までに、努力すれば達成可能と考えられる具体的な目標とその実現手段とを示すものです。その策定過程を通じて、関係部局は男女共同参画の視点から各施策を見直すことができ、各般の行政領域にまたがる施策の整合性を確保たらしめる機能を持ちます。

---

(\*3) 平成13年度の内閣府調査「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」によれば、男女共同参画・女性問題担当窓口が首長部局にある市町村は2,519(77.7%)となっています。

(\*4) 男女共同参画社会基本法（抄）

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (1) 的確な現状認識

男女共同参画計画の策定に当たっては、事前に地域の男女共同参画をめぐる実態、すなわち、風土や伝統・文化、慣習、住民意識、産業構造、経済状況等を的確に把握した上で、住民の意見を計画に反映させていくことが必要です。このような実態把握を通じて、地域の現状を総合的に認識することができます。

#### (2) 具体的な目標とその実現手段の明確化

男女共同参画計画において、それぞれの施策についての実施時期、目標値等に加え、その実現手段を明らかにすることにより、着実な施策の推進が総合的に図られることとなります。

また、庁内関係者のみならず、住民に対しても、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての市町村としての取組姿勢や具体的目標、進ちょく状況が明らかになり、望ましいことと考えられます。

#### (3) 計画策定を通じた合意形成

広範多岐にわたる施策の推進には、政策目標の優先順位付けや、人員、予算といった行政財政上の資源の有効配分が欠かせません。計画の策定過程は、これまで男女共同参画と関連付けられてこなかった分野に男女共同参画の視点が当てられる契機になるほか、職員が男女共同参画についての認識を深める機会となり、結果として、庁内で男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を進めることへの理解と合意が得られることにつながります。

また、計画の策定過程に住民が参画することにより、職員だけでなく住民の意識改革にも資することとなります。

#### (4) 着実な実施の担保

いつまでに何をするのか対外的に明示することにより、担当部局及び関係部局はその実現に責任を持つこととなります。途中での進ちょく状況や、事後の達成度も問われ、取組状況が評価の対象になるとともに、次のステップへの手がかりにもなります。